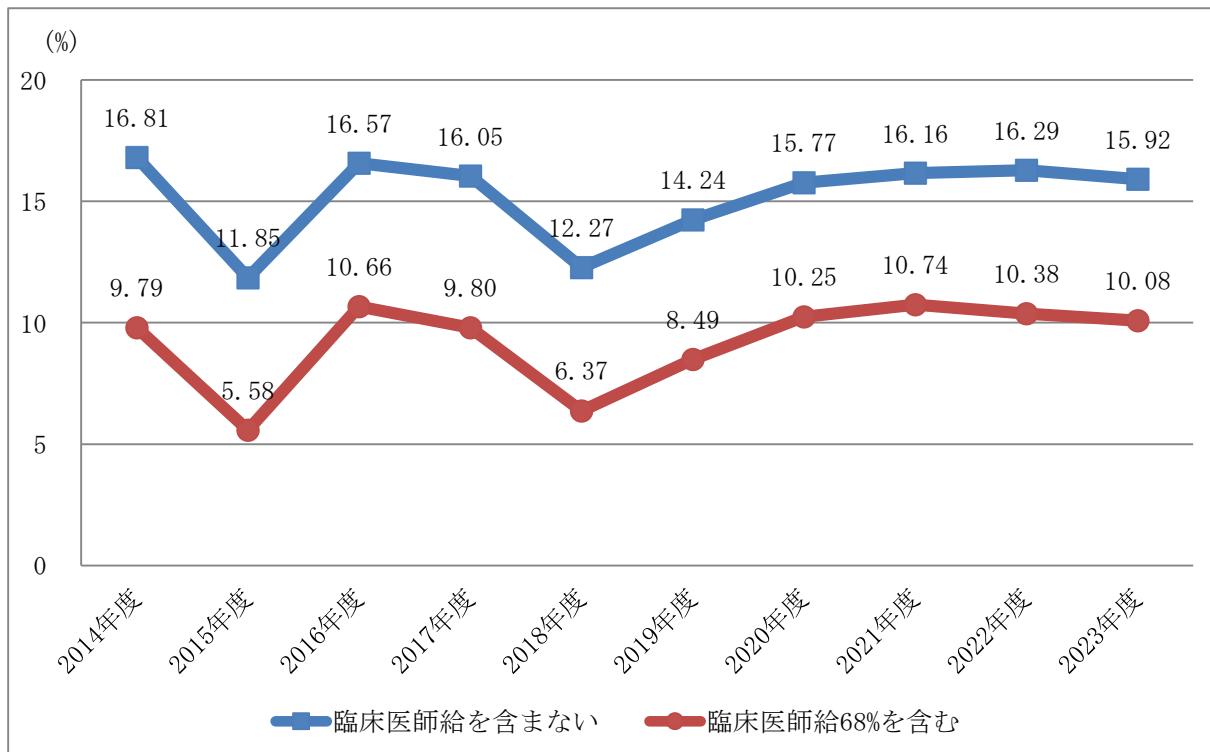


医業利益率



大学病院である当院では、臨床医師の給与支払い元が医学部であり、直接病院の経費に計上されない。しかし、医業経費に占める人件費の割合は高く、医師給を含まずに利益率を求めても効果的ではないと考えられ、医学部より支払われている医師給与の 68%を病院の医業経費に計上した場合の利益率も求めた。(2012 年度より、医師給与の負担割合を 60% から 68%へ引き上げた)

医業利益率は、病院経営指標で臨床指標の一つとされており、病院が健全経営していくためには一定以上の利益を産むことが必要である。2023 年度は、病床の高稼働及び手術の増加などにより前年度を上回る医療収入を確保したが、それに伴う医療材料の使用量増加及び価格高騰、人事制度改革による人件費の増加などにより、医業利益率(臨床医師給含む)は前年度に比べ約 0.3%下がった。

※医業利益率= (医業収入－医業支出)／医業収入×100

(医業支出：医療材料費、人件費、減価償却費、その他経費)